

感染症法に基づく医療措置協定について

✓ 医療措置協定とは

平時にあらかじめ県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結し、**感染症の発生・まん延時にはその協定に基づいて医療を提供する仕組み**です。

対象となる感染症：国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある新たな感染症
(新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症)



✓ 協定の内容とは

協定書

- 自宅療養者への医療提供
対応可能人数 ○人/日
- 医療人材派遣
- 個人防護具の備蓄

発生する感染症が、あくまで**新型コロナウイルス相当であると想定**した記載内容となります。**想定と異なる事態**の場合は、柔軟に**内容の見直し**を行います。

G-MIS等により、年1回運営の状況等の報告をお願いします。

感染症発生に備えて研修・訓練への参加に努めてください。

✓ 協定指定医療機関とは

協定締結いただき、適切な感染対策の実施や、訪問看護を提供する体制が整っている等の**国の要件を満たす**※ことが認められる場合に、県が指定します。

※感染症法第38条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定める基準

原則、

新型インフルエンザ等感染症等に関する**医療費の公費負担**は、**協定指定医療機関が対象**となります。

平時からの協定締結及び協定指定医療機関の指定について、**是非ご検討をお願いします。**

医療措置協定についてご理解とご協力をお願いいたします。

詳細は[県ホームページ](https://www.pref.nara.jp/63858.htm)をご確認下さい。
<https://www.pref.nara.jp/63858.htm>

